

11 小規模企業者等設備貸与制度

設備貸与制度を利用して設備投資を図りたい（経営基盤の強化）

■ 対象となる方

○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納している ○原則全業種対象 ○常時雇用の従業員数が50名以下である（※21～50名の企業については別途要件があります。詳しくはお問合せください。）

■ 支援内容

創業者又は新たに経営の革新に取り組む小規模企業者等に対し、設備の貸与（割賦販売・リース）を行います。

【対象設備】 売買契約及び設置を行っていない機械設備で、付加価値・経常利益の一定以上の向上が見込まれる機械設備

【限度額】 100万円～1億円

【期間】 (1)割賦：3年～10年（設備の法定耐用年数の範囲内）・据置期間 最大1年

(2)リース：3年～10年（設備の法定耐用年数の範囲内）・据置期間の設定はありません

【料率】 (1)割賦：0.9%～1.6%、(2)リース：月額リース料率1.312%～1.345%（7年リースの場合）

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 創業・経営支援部 設備貸与グループ

TEL 023-647-0661 FAX 023-647-0666

E-mail setsubi@ynet.or.jp

12 工業技術力整備機械貸与制度

設備貸与制度を利用して設備投資を図りたい（先端技術力の向上）

■ 対象となる方

- 山形県内に事業所があり、市町村民税を完納している ○常時雇用の従業員が51名以上の中小企業者である
- 原則製造業対象（その他の業種はお問い合わせ下さい）（※事業協同組合等も対象となる場合があります）
- 事業の実績が1年以上ある

■ 支援内容

企業の設備導入を促進し本県工業の先端技術力の向上を図るため、設備の貸与（割賦販売・リース）を行います。

【対象設備】 売買契約及び設置を行っていない機械設備で、合理化・省力化・技術向上等の効果が見込まれる機械設備

【限度額】 300万円～1億円

【期間】 (1)割賦：3年～7年（設備の法定耐用年数の範囲内）・据置期間 月賦：6ヶ月 半年賦：1年

(2)リース：3年～7年（設備の法定耐用年数の範囲内）・据置期間の設定はありません

【料率】 (1)割賦：0.9%～1.6%、(2)リース：月額リース料率1.312%～1.345%（7年リースの場合）

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 創業・経営支援部 設備貸与グループ

TEL 023-647-0661 FAX 023-647-0666

E-mail setsubi@ynet.or.jp

13 自動車航空機・D X・脱炭素化関連設備貸与制度

設備貸与制度を利用して設備投資を図りたい（自動車航空機等分野）

■ 対象となる方

- 山形県内に事業所があり、市町村民税を完納している ○常時雇用の従業員数の制限なし（大企業でも可）
- 自動車航空機関連やD X・脱炭素化に取り組む製造業

■ 支援内容

自動車・航空機分野での取引拡大やD X又は脱炭素化への取り組みを促進するため、県内製造業を対象に設備の貸与（割賦販売）を行います。

【対象設備】 売買契約及び設置を行っていない機械設備で、自動車航空機関連製品の新たな生産や生産拡大を行うために必要な機械設備又はD X推進に必要な機械設備又は脱炭素化に効果を持つ生産設備

【限度額】 100万円～9,000万円（予算額に限りがありますのでお早めにご相談ください）

【期間】 割賦：3年～10年（設備の法定耐用年数の範囲内）・据置期間 最大3年

【料率】 割賦：0.9%又は1.2% ※リースはありません

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 創業・経営支援部 設備貸与グループ

TEL 023-647-0661 FAX 023-647-0666

E-mail setsubi@ynet.or.jp

14 発酵試作支援

発酵食品を試作・開発したい。乳酸菌などの微生物を迅速に分析したい

■ 対象となる方

県内外に事業所のある中小企業者、小規模事業者、個人事業主など

■ 支援内容

- ・「試作ライン」による新規発酵食品の試作・開発・微生物（乳酸菌、酵母、麹菌など）の分析
- ・発酵食品関連の分析

お問い合わせ先

山形県工業技術センター 食品醸造技術部

TEL 023-644-3222 FAX 023-644-3228

URL <https://yrit.jp>

経営支援

金融

税制／事業承継

経営支援

金融

税制／事業承継

107 庄内産業振興センター起業・ビジネス相談室B-Support

新事業展開・経営革新に取り組む事業者の要望に、「創業・起業支援」、「ものづくり革新支援」、「Webビジネス支援」の3つの分野で相談に応じます。

■ 対象となる方

- 創業・起業を考えており、事業計画書の作成・開業資金の調達を考えている方
- 生産改善や企業連携など、ものづくりの高度化・競争力の向上を考えている事業者
- ネットショップの開業、販売促進やWebを活用したビジネスを考えている事業者

■ 支援内容

- 「創業・起業支援」— 特定創業支援、創業・起業準備から資金調達・事業開始まで、創業・起業のステップに応じて様々な課題をサポート
- 「ものづくり革新支援」— 生産改善、企業連携、新技術・新製品開発相談、競争資金獲得など、ものづくりの高度化・競争力の向上を支援
- 「Webビジネス支援」— ネットショップの開業、マーケティング戦略、販売促進・売上アップや集客・販路開拓等、Webを活用したビジネスを支援

※「山形県よろず支援拠点庄内サテライト」のコーディネーターと連携し、支援を行います。
【相談料】相談に係る費用は無料です。

お問い合わせ先

公益財団法人庄内地域産業振興センター

TEL 0235-23-2200(代) FAX 0235-23-3615

URL <https://www.shonai-sansin.or.jp/>

108 山形県商工業振興資金

事業資金（設備資金・運転資金）の融資を受けたい

■ 対象となる方

原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者
※融資・保証に際しては金融機関・保証協会の審査があります。ご希望通りにならない場合もありますのでご了承ください。

■ 支援内容

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化を目的としています。県が金融機関に融資原資の一部を預託（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより低利融資を、県と市町村が保証料補給を行うことにより保証料負担の軽減を実現しています。

お問い合わせ先

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 金融担当

TEL 023-630-2359 FAX 023-630-3267

URL <https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shien/17shikin.html>

109 SDGs応援保証

SDGsに取り組みながら、事業の発展及び地方創生に寄与する資金を調達したい

■ 対象となる方

- ・SDGsに取り組んでいる（または取り組む予定がある）方
- ・継続して2年以上事業を営んでおり、確定申告書（決算書）の写しを直近2期分提出できる方
- ・一定の財務要件を満たしており、取扱金融機関の推薦を受けられる方

■ 支援内容

SDGsの趣旨に賛同し、具体的な取り組みを行う県内の中小企業者が、資本に近い長期一括の資金調達を行うことができます。

- ・保証限度額 2億円（ただし、平均月商の3倍が限度）
- ・対象資金 運転資金及び設備資金（不動産取得資金はご利用いただけません）
- ・保証期間 1年以上7年以内（据置期間7年以内を含む）
- ・信用保証料率 弾力化0.35%～1.90%

お問い合わせ先

山形県信用保証協会 企業支援部 企画推進課

TEL 023-647-2247 FAX 023-647-3201

E-mail gyoumubu@ysh.or.jp

110 長期借換保証

長期資金による既存債務の借り換えを行うことで、資金繰り負担を軽減し、経営の安定化を図りたい

■ 対象となる方

- ・申込金融機関と2年以上の与信取引の実績があり、申込金融機関が事業性評価を行い実態を把握している方
 - ・正常返済中の当協会保証協会付融資の保証債務残高があり、長期資金に借り換えることによりキャッシュフローが改善する方
- ※各自治体からのセーフティネット保証の認定が必要。

■ 支援内容

当面のキャッシュフロー捻出が困難となっている中小企業者が、長期の借換保証により資金繰り負担の軽減を図ることができます。

- ・保証限度額 2億8,000万円（各セーフティネット保証の限度額の範囲内）
- ・対象資金 経営の安定に必要な運転資金（保証協会付き融資の借り換えに必要な運転資金を含むこと）
※新規保証は保証承諾額の50%以内が限度
- ・保証期間 15年以内（据置期間3年以内）
- ・信用保証料率 セーフティネット保証1～4号、6号 0.80%、セーフティネット保証5号、7号、8号 0.68%

お問い合わせ先

山形県信用保証協会 企業支援部 企画推進課

TEL 023-647-2247 FAX 023-647-3201

E-mail gyoumubu@ysh.or.jp

113 地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）

地域振興に資する事業を実施する場合に融資を受けたい

■ 対象となる方

法人格を有する民間事業者※中小企業のみならず広く対象となります。ただし、金融業を営む者は対象事業者には含まれません。

■ 支援内容

この融資(借入れ)は、貸付対象費用から補助金を控除した額の35%以内(*過疎地等は、45%以内)となり、残りの融資(借入れ)は、民間金融機関から調達していただくことになります。

【融資対象事業の主な要件】

- ①法人格を有する民間事業者であること(第三セクターも含む)
- ②公益性、事業採算性の観点から実施されること
- ③事業地域内で新規雇用の増加が見込まれること
都道府県・政令指定都市からの融資・・・5人以上(脱炭素化に資する事業(再生可能エネルギー事業を含む)は1人以上)
市町村(政令指定都市を除く)の融資・・・1人以上

お問い合わせ先

山形県みらい企画創造部 市町村課 理財係

TEL 023-630-2078 FAX 023-630-2130

114 クラウドファンディング活用促進事業費補助金

工芸品等の販路開拓・新商品開発に係る資金調達の支援を受けたい

■ 対象となる方

クラウドファンディングを活用して販路開拓や新商品開発に係る資金調達を行う県内工芸品製造事業者、県産酒製造事業者

■ 支援内容

- クラウドファンディング仲介事業者に支払う利用手数料(補助率1/2・上限250千円)
- クラウドファンディングの募集に係るウェブサイトの制作委託費(補助率1/2・上限300千円)

お問い合わせ先

山形県産業労働部 県産品流通戦略課 ふるさと産業振興担当

TEL 023-630-3316 FAX 023-630-3371

E-mail yryutsu@pref.yamagata.jp